

2 0 2 5 年度

**事 業 計 画 書
収 支 予 算 書**

(2 0 2 5 年 4 月 1 日 ~ 2 0 2 6 年 3 月 3 1 日)

公益財団法人 全国中小企業振興機関協会

2025年度事業計画書

〔 自 2025年4月 1日
至 2026年3月31日 〕

当協会では、2025年度において以下の事業拡充等を実施し、引き続き、都道府県中小企業振興機関（以下「県協会」という。）との連携をより密にし、地域の中小企業・小規模事業者への支援に全力で当たってまいります。

1. 「県協会との連携、円滑な事業実施をサポートする事業」の事業拡充として、
 - （１）「取引適正化関連事業」については、県協会と協働して実施する下請かけこみ寺事業（相談及びADR業務）の相談機能の強化の一環として、新たに相談対応案件の中から下請代金支払遅延等防止法違反の恐れがある案件への追加ヒアリング調査を実施することで、国が推進する取引適正化の強化の一翼を担ってまいります。
 - （２）「人材育成等事業」については、2025年度の県協会職員向けに研修として、「管理職研修」、「初任者等職員研修」、「債権管理研修」及び「公益法人の会計に関する研修」を実施してまいります。
2. 「地域中小企業の活性化に資する事業」として、

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「中小機構」という。）からの助成金を活用し実施する中小企業地域資源活用等促進事業については、これまでの中小企業等の新事業展開等の支援に加え、より地域課題解決への取り組みや地域支援機関の連携強化への取り組み支援に重点をおいた事業計画が立案されるように誘導するため、中小企業施策の都道府県への事前啓発や実施事業の進捗状況、選考時の事業計画へのヒアリングなどを実施してまいります。また、各年度の事業規模につきましては、県協会の助成金需要に合わせて柔軟に対応できる規模といたします。

I. 県協会との連携、円滑な事業実施をサポートする事業

当協会は、県協会と連携し、円滑な事業実施をサポートするため、以下の事業を行ってまいります。

1. 取引適正化関連事業

(1) 下請かけこみ寺事業（相談及びADR業務）〔中小企業庁受託事業〕

中小企業の取引に関するさまざまな悩みに対応するための相談及びADR業務として、下請代金支払遅延等防止法等関係法令や中小企業の取引問題に知見を有する相談対応者が中小企業・小規模事業者の取引に関する相談に応じる「下請かけこみ寺」を、全国47都道府県に設置するとともに「下請かけこみ寺本部」を当協会に設置し、県協会と協働して相談業務を行います。

相談業務では、新たに相談対応案件の中から下請代金支払遅延等防止法違反の恐れがある案件について相談者を訪問し追加ヒアリングを実施いたします。国が推進する中小企業の取引実態に関する情報収集体制、相談機能の強化に努めてまいります。

なお、引き続き、法律的な助言が必要な場合には相談者の所在地の最寄りの弁護士が直接面談して相談に応じる弁護士無料相談の実施、下請かけこみ寺相談用フリーダイヤルの設置、Webやメールでの相談受付、本部でのオンライン相談の実施、相談者が身近な場所で相談が行える弁護士相談会を能動的に実施するとともに、商工会、商工会議所やよろず支援拠点などの地域支援組織との連携強化に取組み、相談体制の強化と相談利用者の利便性の向上に努めてまいります。

また、録音機能を活用することを通じてトラブルの防止を図り、併せて、相談者への満足度調査の結果を踏まえた下請かけこみ寺相談員研修カリキュラムを策定するなど、相談対応の品質向上に努めるとともに、各県の下請かけこみ寺相談員等への国等の政策情報の周知及び管内の相談状況や相談対応について意見交換等を行うことにより、相談員の知見の向上や相談に対応する者同士の情報共有にも努めてまいります。

さらに、下請かけこみ寺本部では、中小企業が抱える取引に係る紛争について裁判外紛争解決手続（ADR）を用いて、迅速かつ簡便に解決する調停手続きを引き続き行っ

てまいります。

加えて、下請振興基準の「5重点課題」の把握ときめ細かく相談内容を分析し中小企業庁に報告するとともに、中小企業庁と連携し、下請事業者等へのパンフレットの作成・配布、新聞広告や中小企業支援機関等への宣伝や連携など本事業の広報・普及促進にも努めてまいります。

(2) 下請取引の適正化推進のためのセミナー等の実施（有料セミナー）〔自主事業〕

発注企業の資材等調達部門の担当者を対象に、下請代金支払遅延等防止法等関係法令の習得及び周知を内容とした「下請法セミナー」（年間13回程度）を、オンラインを活用して実施してまいります。なお、オンラインの活用に伴って対面講座も開催し、参加者からの質疑応答・相談に対応してまいります。各コースには、下請代金支払遅延等防止法など関係法令を熟知し、下請取引実態に精通した講師を起用して、きめ細かな講義を行ってまいります。

また、個々の発注企業などの要望に応じた講義を行うために、下請代金支払遅延等防止法に係る企業内研修会や団体が開催する講習会などに講師の派遣（出前講義）を行ってまいります。出前講義については、企業などへ出向いての座学とオンラインを選択いただける形で実施してまいります。

なお、下請法セミナーや出前講義を積極的に活用していただくために、過去の参加企業や関係団体などに定期的に周知してまいります。

（３）保有する図書の有効活用〔自主事業〕

下請法セミナーで使用するテキスト『実践！ 下請法（取引の根幹をなす下請法及び下請振興法を詳解、関係法令や下請法勧告一覧など収録）』を、購入を希望する発注企業などに有料で販売するとともに、出前講義の教材とするなど有効活用に努めてまいります。

２．取引あっせん事業

県協会の取引あっせん実績及び県協会主催の商談会予定をとりまとめ情報提供するとともに、ブロック別連絡会議に参加するなど県協会の販路開拓事業の支援に努めてまいります。

３．設備貸与等関連事業

（１）小規模企業者等設備貸与事業に関する情報提供事業

公益法人会計基準の見直しに合わせて「小規模企業者設備貸与事業会計処理マニュアル」の改訂に着手するとともに、県協会の事業実施に必要な国、中小機構の情報や事業実績を必要に応じて情報提供してまいります。

（２）小規模企業者等設備貸与事業の広報・相談事業

県協会からの事務処理上の問い合わせや要望などに対して適切に対応するとともに、事業の普及に努めてまいります。

（３）小規模企業者等設備貸与事業に係る連絡会議

県協会の設備貸与事業担当職員などが参加する連絡会議を開催し、事業実施上の課題などの共有、解決のための具体的な改善・工夫の方策を討議してまいります。

４．人材育成等事業

（１）県協会職員向け研修の開催

県協会職員の実務能力等向上を図ることを目的に、以下のとおり、「管理職研修」、「初任者等職員研修」「債権管理研修」及び「公益法人の会計に関する研修」を実施してまいります。

① 管理職研修

管理者としての心得等について習得するとともに、中小企業・小規模企業を取り巻く環境変化やそれら企業が抱えている課題や取り組みの事例等を通じて、県協会

が実施する中小企業支援事業の造詣を更に深めることを目的に実施してまいります。

② 初任者等職員研修

県協会の初任者等職員を対象に、中小企業・小規模事業者の支援事業を円滑に遂行するためのノウハウを学ぶとともに、参加県協会職員間の交流を深めることを目的に実施してまいります。

③ 債権管理研修

債権管理・回収業務を実施していく上で必要な債権管理・回収のノウハウについて、業務担当者の知識の習得を図り、後の債権管理・回収業務が適切・円滑に実施されることを目的に実施してまいります。

④ 公益法人の会計に関する研修

公益法人会計基準に基づいた会計処理についての基礎的な知識の修得により県協会の会計処理の適正化及び円滑化に資することを目的に実施してまいります。

(2) オーダーメイド型研修の開催

県協会職員のより一層のレベルアップを図るため、各県協会のニーズに沿ったテーマを選定し、中小機構中小企業大学校東京校と連携し、研修を実施してまいります。

(3) 政策研修会の開催

県協会の役員を対象に、中小企業庁の施策担当責任者との中小企業支援事業に関する質疑、要望などの情報交換、意見交換を行う「政策研修会」を実施してまいります。併せて、県協会の役職員に対する各種表彰を実施してまいります。

(4) 中小企業活性化担当者研修会の開催

全国の市区町村や地域金融機関など広く中小企業支援に携わる担当者を対象に、中小企業支援策や支援ノウハウなどの修得と参加機関職員相互のネットワークの形成を目的に「中小企業活性化担当者研修会」を実施してまいります。

5. 「中小企業施策等情報提供事業」

「P i c k U p N e w s」を定期的（月１回）に発行し、国等の中小企業・小規模事業者関連施策情報をはじめ、取引振興、設備貸与や中小企業経営のＩＴ化に関する情報、当協会の事業の進捗状況や県協会のイベント情報など、県協会の事業運営に関連する情報を掲載し情報提供するなど迅速かつ的確な情報提供と広報に努めてまいります。

6. 「国等への提案要望活動事業」

県協会からの要望などを踏まえ、国等への事業の見直し、予算の確保などの提案、要望を実施してまいります。

Ⅱ. 地域中小企業の活性化推進に資する事業〔中小機構からの基金助成事業〕

中小機構から助成金を活用し、地域の中小企業・小規模事業者の活性化に資する以下の事業を２０２９年度まで引き続き実施してまいります。

１. 下請中小企業・小規模事業者等活性化調査研究等事業

- (１) 下請中小企業・小規模事業者等の経営課題の変化や実態を把握し、支援のあり方を検討するなど、地域中小企業の活性化に資する調査・研究を実施してまいります。
- (２) 大企業から中小企業までサプライチェーン全体の共存共栄、親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行の遵守に取り組むことを自主的に宣言する「パートナーシップ構築宣言」を公開するポータルサイトを管理運営し、登録企業向けアンケート調査を実施し、共存共栄の取組事例や実態などを広く情報提供するなど、大企業と中小企業の「共存共栄」の取組みを実現するための調査・研究を実施してまいります。

２. 中小企業地域資源活用等促進事業

地域中小企業等の新事業展開、地域課題解決への取組への支援を通じ地域の中核となる中小企業者へ成長することなどを目標とする中小企業地域資源活用等促進事業助成金交付事業を、県協会と連携し実施してまいります。

これまでの中小企業等の新事業展開等の支援に加え、より地域課題解決への取り組みや地域支援機関の連携強化への取り組み支援に重点をおいた事業計画を立案できるように誘導するため、中小企業施策の都道府県への事前啓発や実施事業の進捗状況、選考時に申請事業計画のヒアリングを実施いたします。

また、各年度の事業規模につきましては、県協会の助成金需要に合わせて柔軟に対応できる規模といたします。加えて、地域課題解決等に重点をおいた事業計画への加点措置（各年度の事業計画規模を上回る事業申請があった場合、加点措置を加えた事業計画の減額調整を行わないなどを予定）を講じるとともに、Ｂ事業の助成上限額を２００万円から４００万円に引き上げます。

なお、事業成果の検証を効果的に実施するため、「無形資産可視化ツール１～３」を県協会からの助成先中小企業者等が作成することを推奨しております。

加えて、実施事業の成果報告会や連絡会議をブロック別や全国ベースで開催し、成果の共有と実施中事業の成果の向上に努めてまいります。

Ⅲ. 県協会との連携・協力体制の充実に向けた検討

当協会と県協会との連携・協力体制を更に充実させるため、ブロック別連絡会議での意見交換、情報交換などを通じて連携・協力を深めてまいります。

2025 年度収支予算書

2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで

(単位：千円)

科 目	予算額(A)	前年度予算額(B)	増減(A)－(B)
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①基本財産運用益	24,889	21,292	3,597
基本財産受取利息	24,889	21,292	3,597
②特定資産運用益	8,642	6,588	2,054
中小企業振興事業基金積立資産受取利息	3,263	2,886	377
下請中小企業・小規模事業者等活性化基金積立資産受取利息	195	15	180
中小企業地域資源活用等促進事業基金積立資産受取利息	1,446	176	1,270
運営強化資金受取利息	3,738	3,511	227
③受取会費	1,900	1,950	△50
賛助会員受取会費	1,900	1,950	△50
④事業収益	371,819	374,495	△2,676
図書等販売収益	1,716	1,716	0
講習会事業収益	7,480	10,065	△2,585
振興業務関係事業収益	1,258	1,305	△47
事業参加機関事業収益	4,638	2,926	1,712
下請かけこみ寺事業収益(相談及びADR業務)	356,727	358,483	△1,756
⑤受取負担金	35,000	35,000	0
受取負担金	35,000	35,000	0
⑥受取助成金	1,051,866	459,809	592,057
受取助成金振替額	1,051,866	459,809	592,057
⑦受取寄付金	35,031	41,946	△6,915
受取寄付金振替額	35,031	41,946	△6,915
経常収益計	1,529,147	941,080	588,067
(2) 経常費用			
①事業費	1,478,066	887,225	590,841
役員報酬	10,056	10,056	0
給料手当	256,649	277,066	△20,417
派遣費	20,844	16,633	4,211
賞与引当金繰入額	1,297	1,297	0
役員賞与引当金繰入額	611	611	0
退職給付費用	2,949	732	2,217
役員退職慰労引当金繰入額	867	867	0
福利厚生費	35,942	35,269	673
旅費交通費	20,328	18,521	1,807
通信運搬費	13,917	9,388	4,529
減価償却費	2,291	2,291	0
消耗品費	2,671	2,450	221
資料費	2,876	2,580	296
会議費	1,502	835	667
会場費	3,380	4,472	△1,092
印刷費	6,473	5,501	972
賃借料	26,642	25,830	812
光熱水料費	1,312	1,069	243
諸謝金	23,245	24,282	△1,037
租税公課	24,544	15,700	8,844
支払助成金	950,000	378,790	571,210
支払利息	35	29	6
原稿料	3,396	1,693	1,703
委託費	62,154	49,161	12,993
保守料	3,093	1,127	1,966
振込手数料	599	650	△51
雑費	393	325	68

(単位:千円)

②管理費	49,741	53,004	△3,263
役員報酬	6,701	6,701	0
給料手当	10,813	14,819	△4,006
賞与引当金繰入額	480	480	0
役員賞与引当金繰入額	408	408	0
退職給付費用	77	77	0
役員退職慰労引当金繰入額	576	576	0
福利厚生費	2,557	3,236	△679
旅費交通費	820	816	4
通信運搬費	695	450	245
減価償却費	824	824	0
消耗品費	832	500	332
資料費	43	41	2
会議費	677	500	177
会場費	567	472	95
印刷費	587	655	△68
賃借料	9,780	8,769	1,011
光熱水料費	222	209	13
租税公課	3,920	3,471	449
支払利息	6	5	1
諸謝金	80	80	0
慶弔費	1,100	1,100	0
報償費	630	1,851	△1,221
報酬料	5,104	4,884	220
会費	150	150	0
委託費	1,623	1,516	107
保守料	251	221	30
振込手数料	53	45	8
雑費	165	148	17
経常費用計	1,527,807	940,229	587,578
当期経常増減額	1,340	851	489
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	1,340	851	489
一般正味財産期首残高	451,451	450,600	851
一般正味財産期末残高	452,791	451,451	1,340
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額	△1,086,897	△501,755	△585,142
一般正味財産への振替額	△1,086,897	△501,755	△585,142
当期指定正味財産増減額	△1,086,897	△501,755	△585,142
指定正味財産期首残高	2,447,214	2,948,969	△501,755
指定正味財産期末残高	1,360,317	2,447,214	△1,086,897
III 正味財産期末残高	1,813,108	2,898,665	△1,085,557